

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>伊賀市国民健康保険税条例 平成16年11月1日条例第110号</p>	<p>伊賀市国民健康保険税条例 平成16年11月1日条例第110号</p>
<p>第1条～第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>	<p>第1条～第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定 による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.08を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定 による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.03を乗じて算定する。</p>
<p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山 林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に 係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山 林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に 係る部分の規定を適用しないものとする。</p>
<p>第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,600 円とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,900 円とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規 定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下 この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間に</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規 定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下 この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間に</p>

改正後	改正前
<p>あるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。（次号、第8条の2及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第26条において同じ。）以外の世帯 22,000円</p> <p>(2) 特定世帯 11,000円</p> <p>(3) 特定継続世帯 16,500円</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>あるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。（次号、第8条の2及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第26条において同じ。）以外の世帯 22,000円</p> <p>(2) 特定世帯 11,000円</p> <p>(3) 特定継続世帯 16,500円</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.07</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.78</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>	<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,100円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>
<p>第8条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,650円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p>	<p>第8条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>2,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,275円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.97</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。</p>
<p>第10条 削除</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>第10条 削除</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第11条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人</p>	<p>第11条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人</p>

改正後	改正前
<p>について<u>9,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第12条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,200円</u>とする。</p> <p>第13条～第25条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等</p>	<p>について<u>7,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第12条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,500円</u>とする。</p> <p>第13条～第25条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

改正後	改正前
<p>の数」という。)が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>18,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円 (イ) 特定世帯 7,700円 (ウ) 特定継続世帯 11,550円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,460円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,340円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,170円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,255円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,790円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,640円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,730円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円 (イ) 特定世帯 7,700円 (ウ) 特定継続世帯 11,550円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,270円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,990円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,995円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,993円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,390円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,150円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,500円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 8,250円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,900円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,325円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,850円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,600円</u></p> <p>(3) <u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>11,950円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,500円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 8,250円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,050円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,425円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,138円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,850円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,250円</u></p> <p>(3) <u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</u></p>

改正後	改正前
<p>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,320円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,200円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,300円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,560円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,240円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>620円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>930円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,940円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,040円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,780円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,200円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,300円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,220円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,140円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>570円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>855円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,540円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>900円</u></p> <p><u>2 市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないとする。</u></p>
<p>第26条の2～第31条（略）</p>	<p>第26条の2～第31条（略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>1～4（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>6～16（略）</p>	<p>1～4（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p> <p>6～16（略）</p>